

所得税の確定申告、市県民税申告は

正しくお早めに

平成31年分(令和元年分)の所得税の確定申告および令和2年度の市県民税申告を受け付けます。市役所で受け付けできないものもありますので下のフローチャートで確認しましょう。

所得税の確定申告と市県民税申告について

扶養していない人は、電話で市県民税申告をすることができません。

所得税は、自分で所得を計算して税額を算出し、納税する申告納税制度です。期限までに申告書を作成し、提出してください。

市県民税は、市に提出された資料などを基に、市が税額を計算します。所得税の確定申告書も資料の一つです。所得税がかからず確定申告が不要な人も、市県民税や国民健康保険税などの税額・保険料額が正確に計算できない場合があります。市県民税申告が必要なき場合があります。収入が遺族年金、障害年金などの非課税所得のみで誰も

確定申告の対象者

- 商業、農林漁業などを営む人や保険の外交員など、個人事業主としての収入がある人
- 家賃や地代などの不動産収入がある人
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える人、または400万円以下であっても公的年金等以外の所得金額が20万円を超える人
- 給与所得者で、年間給与が2千万円を超える人や、昨年中に会社を退職するなどして年末調整を受けていない人、転職や入社前の給与を含まず

確定申告に必要なもの

- 申告者および被扶養者のマイナンバーカード ※マイナンバーカードを持っていない場合は、番号通知カードと運転免許証などの本人確認書類の両方が必要です
- 印鑑 ※認印で可
- 税務署から申告書や確定申告のお知らせがき、通知書が送られてきた人は、その書類
- 給与、年金の所得がある人は、その源泉徴収票
- 営業・農業・不動産収入がある人は、収支内訳書または決算書
- その他の収入がある人は、

- 収入と経費が分かる書類
- 生命保険料控除や地震保険料控除がある人は、保険会社などが発行した証明書
- 社会保険料控除がある人は、健康保険料(税)や介護保険料、国民年金保険料などの領収書または証明書
- 本人または扶養親族が障害者控除に該当する場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書
- 寄附金控除を受ける人は、対象となる寄附の受領証など ※ふるさと納税など
- 医療費控除を受ける人は医療費控除の明細書 ※医療費通知を添付して明細の記入を省略できます

- セルフメディケーション税制の控除を受ける人はその明細書、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
 - 医療費控除とセルフメディケーション税制の控除は、どちらか一方を選べます。なお、どちらの控除も領収書の添付は必要ありませんが、自宅で5年保存してください
 - 住宅借入金等特別控除を受ける人は、その必要書類
 - 雑損控除を受ける人は、被害の内容を証明する書類
 - 還付を受ける場合は、通帳など申告者名義の金融機関の口座番号と支店名が分かるもの
- 問い合わせ 市税務課 ☎ 43・8117

市役所での申告

受付時間中でも人数制限をする場合があります。
※毎年、初日や月曜日は大変混雑します
 受付時間 9:00~10:30、13:00~15:00

市役所別館大ホール

期間 2月17日(月)から3月13日(金)まで 土曜・日曜日、休日は除く
※2月19日(水)から2月21日(金)まで香椎税務署職員も受け付けます

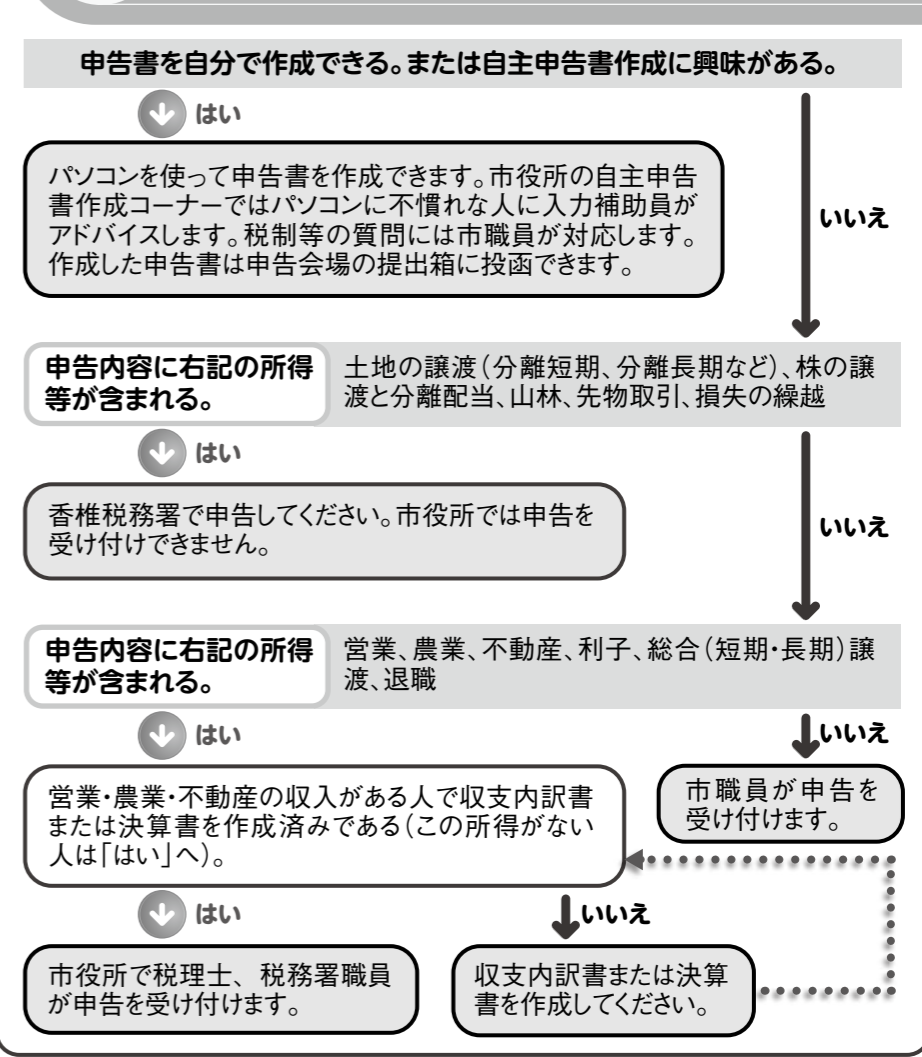
津屋崎行政センター大会議室

期間 2月17日(月)から3月2日(月)まで 土曜・日曜日、休日は除く

税務署での申告

期間 2月17日(月)から3月16日(月)までの平日と2月24日(月・祝)、3月1日(日)
 時間 9:00~16:00
 ※駐車場は利用できません。公共交通機関を利用してください。
 問い合わせ 香椎税務署(福岡市東区) ☎092・661・1031

市役所に申告に来る前に...チェックしよう!



- 生命保険の満期などで、積み立てた金額を上回る返戻金を受け取った人
- 住宅借入金等特別控除を受ける人(新築1年目など)
- 医療費控除や雑損控除など、

- 年末調整ではできない所得控除の追加をする人
- 土地、建物などを売却した人や、株式の売買、株式などの配当収入がある人
- ふるさと納税のワンストップ特例に該当しない人
- その他確定申告することで、所得税の減額や還付を受ける

ことができない人
 なお、2月5日(水)から2月7日(金)まで、イオンモール福津で、所得税の還付申告を税務署職員や税理士が受け付けます。内容によって受け付けできないものもあります。詳しくは香椎税務署にお問い合わせください。

パソコンやスマートフォンで確定申告ができます

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。印刷して郵送すれば、確定申告会場に出向く必要がありません。操作方法についてはヘルプデスク ☎0570・01・5901へ、また、申告内容については香椎税務署へお問い合わせください。

確定申告は税務署も市役所も待ち時間が長くて、大変だなあ...

申告書は国税庁のホームページで作成できます。さらに、マイナンバーカードとICカードリーダーがあれば、電子申告(e-Tax)に登録して、作成した確定申告書のデータをそのまま自宅のパソコンからでも送信することができます。

でもマイナンバーカードとICカードリーダーを持っていないなあ...

税務署が発行するID(利用者識別番号)とパスワードがあれば、自宅のパソコンはもちろん、スマートフォンからでもe-Taxで申告ができます。

※詳しくは国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> で確認してください



国税庁「確定申告書等作成コーナー」のホームページ